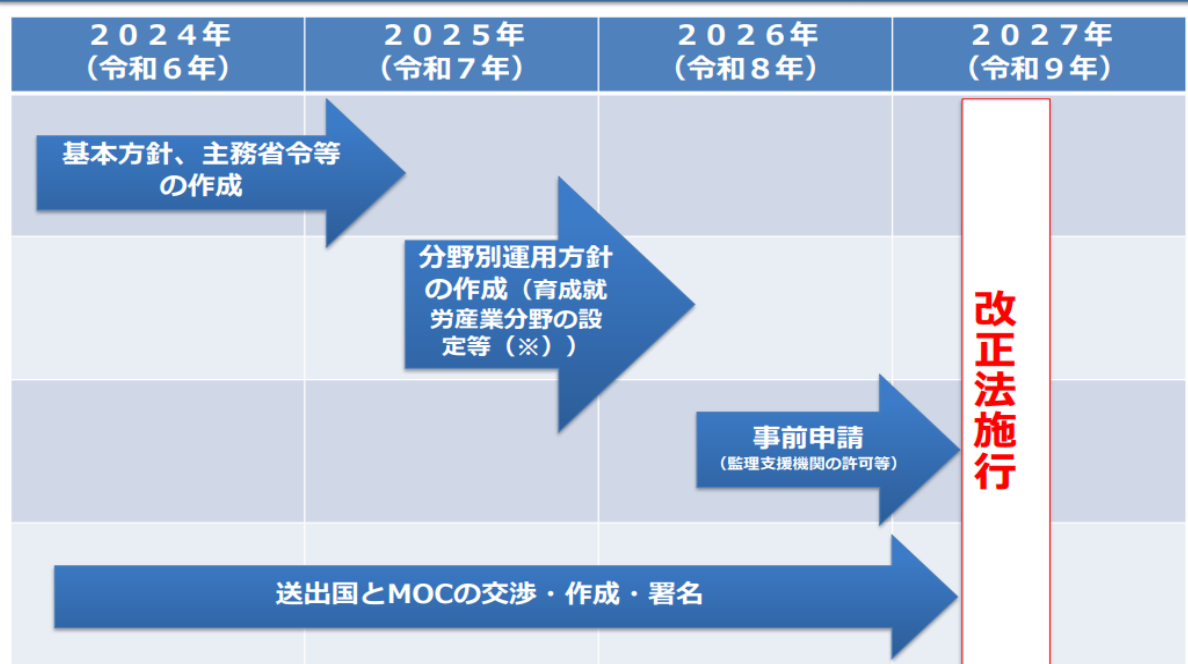
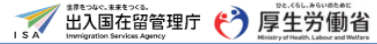


《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第224号-続報⑦

今回のテーマ「技能実習制度にかわる新たな制度」について-続報⑦

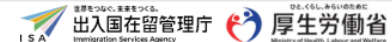
情報通信第224号の続報です。下図は、9/10開催の第11回外国人雇用対策の在り方に関する検討会資料「**育成就労制度の概要**」(スライド14~15)です。全ページは厚労省HPをご覧ください。

施行までのスケジュール (予定)



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

技能実習に関する経過措置のイメージ



下記①又は②に該当する場合、施行日後にも技能実習を行うことが可能であり、要件を満たせば、次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます(注1)。また、この場合には、技能実習制度のルールが適用され、技能実習から育成就労に移行することはできません。

(注1) 施行日時点で技能実習1号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時点で技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。

